五　当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1　当該特定基地局は、次に掲げる場合に開設されるものとする。

(一)　第二項第一号に規定する周波数のみを使用する当該特定基地局を開設する場合

(二)　第二項第一号に規定する周波数と当該周波数とは異なる周波数とを併せて使用する当該特定基地局を開設する場合

(三)　既に開設している無線局について第二項第一号に規定する周波数の追加又は当該周波数への変更に係る周波数の指定の変更を受ける場合

2　本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。

(一)　申請することができる周波数の帯域幅は、十四・五MHzとする。

(二)　開設計画の認定の申請に当たっては、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

3　開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。なお、電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

(一)　申請者が、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

(二)　申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員（組合その他これに準ずる事業体にあっては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）ではないこと。

(三)　申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

(四)　申請者が法人又は団体である場合にあっては、申請者が議決権の三分の一以上を保有する者（一の者が議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者を当該一の者の議決権の三分の一以上を保有する者と順次みなした場合に申請者が議決権の三分の一以上を保有する者に該当することとなる者を含む。）、申請者の議決権の三分の一以上を保有する者を当該一の者の議決権の三分の一以上を保有する者と順次みなした場合に申請者の議決権の三分の一以上を保有する者に該当することとなる者を含む。）及び申請者の議決権の三分の一以上を保有する者が議決権の三分の一以上を保有する者（申請者を除く。）が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。

4　本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者は、毎年度の四半期ごとに、当該認定に係る開設計画に基づく事業の進捗の状況を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

別表第一　開設計画に記載すべき事項

一　本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項

1　全国及び各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域内における、毎年度ごとの当該特定基地局の開設数並びにそれぞれの設置場所及び空中線電力並びに全国の世帯カバー率及び総合通信局の管轄区域ごとの世帯カバー率、全国の駅カバー率及び総合通信局の管轄区域ごとの駅カバー率並びに全国の道路施設カバー率に関する今後の計画

2　第三項第四号に関する事項

二　受信設備の普及に関する事項

当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を全国において国民に普及させるための取組の実績及び今後の計画

三　受託放送役務（放送法第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務をいう。以下同じ。）の提供に関する事項

1　次に掲げる事項の設定に関する今後の計画

(一)　受託放送役務の料金

(二)　受託放送役務の提供に関する契約の締結及び解除に関する事項

(三)　受託放送役務の提供の停止に関する事項

(四)　受託放送事業者（放送法第二条第三号の四に規定する受託放送事業者をいう。）及び委託放送事業者（放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者をいう。以下同じ。）の責任に関する事項

(五)　委託放送事業者に課する義務に関する事項

2　委託放送業務（放送法第二条第三号の五に規定する委託放送業務をいう。以下同じ。）の円滑な運営のための取組に関する実績及び今後の計画

四

1　開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項

(一)　当該特定基地局を整備するための能力に関する事項

開設計画に従って円滑に当該特定基地局の無線設備、中継回線その他の必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の確保に関する実績及び今後の計画

(二)　当該特定基地局の設置場所の確保に関する実績及び今後の計画

(三)　当該特定基地局の開設に関する地域住民の合意形成に向けた取組の実績及び今後の計画

(四)　有線テレビジョン放送（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。以下同じ。）の受信に障害を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該障害の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該障害を防止し、又は解消するための方法その他の有線テレビジョン放送の受信に与える障害の防止又は解消に関する取組の実績及び今後の計画

(五)　受信電波を増幅する機器その他の地上デジタル放送（人工衛星の無線局以外の無線局により行われるテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の受信設備に作用することにより発生する地上デジタル放送の受信障害（以下「ブースター障害等」という。）を与えるおそれのある世帯数等の規模、当該ブースター障害等の防止又は解消に要する費用の見通し、当該費用の負担に関する事項及びそれらの根拠並びに当該ブースター障害等を防止し、又は解消するための方法その他のブースター障害等の防止又は解消に関する取組の実績及び今後の計画

(六)　当該特定基地局の円滑な整備のための工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する実績及び今後の計画

2　財務的基礎に関する事項

(一)　業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における収益の見通し及びその根拠

(二)　業務開始の日から五年後の日を含む年度までの毎年度における費用の見通し及びその根拠

(三)　開設計画に基づく事業に必要な資金の確保（出資、借入れ、リース等）に関する計画

(四)　申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の(三)の計画に従って必要な資金を確保することができることを証する書類

3　電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

(一)　申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化の活動等の実績

(二)　電気通信設備の設置、運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する実績及び今後の計画

4　法令遵守その他の業務執行体制の整備に関する事項

(一)　法令遵守のための体制の整備に関する実績及び今後の計画（法令遵守に係る社内規程等がある場合は、別紙により添付すること。）

(二)　個人情報保護のための体制の整備に関する実績及び今後の計画（個人情報保護に係る社内規程等がある場合は、別紙により添付すること。）